

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト

調達管理番号：22a00646

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年12月7日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年12月7日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2023年3月 ～ 2026年9月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の11%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。

- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の11%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の7%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawashima.Junya@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年12月13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年12月14日 12時
3	質問への回答	2022年12月19日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年1月6日 12時
6	プレゼンテーション	2023年1月11日14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年1月20日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 4.（3）参照

2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス）

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インドネシア国災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

インドネシアは災害多発国であり、2004年12月のインド洋沖地震津波や2010年10月のメラピ火山の噴火、2021年12月のスメル火山の噴火など地震火山活動が頻繁に発生しており、また洪水も首都ジャカルタをはじめとして全国で恒常的に発生している。このためインドネシアでは、自然災害の調査・研究、対策が国家の主要課題として取り組まれている一方で、対応する国の機関が多くの省庁にまたがっている。

2004年のインド洋沖地震津波を契機に、インドネシアでは防災分野強化の必要性が認識され、2005年6月には小泉総理大臣（当時）とユドヨノ大統領（当時）の間で、インドネシアにおける自然災害の予防と被害の軽減に向けた体制整備の協力強化を目的に「防災対策に関する共同委員会」の設置が合意された。この流れの中でJICAは開発調査「自然災害管理計画調査」（2007-09）を実施し、国家防災計画、3つの地域（ジュンブル県、パダンパリアマン県、パリアマン市）の地方防災計画、地方防災計画策定ガイドライン、中央防災機関能力強化のための行動計画の策定を支援した。また、2008年には国家防災庁（以下、「BNPB」という。）が設立され、2010年にはBNPBの能力強化を目的とする技術協力の要請がなされ、「国家防災庁および地方防災局の災害対応能力向上プロジェクト」（2011-15）が実施された。同協力では、2つの地域（北スラウェシ州と西ヌサトゥンガラ州）をパイロットエリアとして、ハザード・リスクマップ作成、地方防災計画策定や防災訓練などのコミュニティ防災の実施を通じた人材育成を行うと共に、これらパイロットエリアでの活動からの教訓等を反映させた5つのガイドラインを作成した。

これら案件を通じ、防災関連の法・制度整備や防災計画などへの協力が行われ、BNPBの災害対応能力は以前より強化されている。2020年には、BNPBは国家開発企画庁（以下、「BAPPENAS」という。）と共同で2044年までの長期防災マスター

プラン（以下、「RIPB2020-2044」という。）を発行した。BNPB は、災害情報の利活用を促進する事により、防災計画の策定と実施促進による防災力向上を目指してきたが、RIPB2020-2044 が策定されたことを受け、現在は防災関連事業等の計画策定及び実施促進による国家の防災力向上が求められている。そのため、BNPB はインドネシアにおける災害情報を収集・分析し、災害状況を踏まえ RIPB2020-2044 をモニタリング・評価した上で、防災関連事業が適切に進められるよう関係省庁や地方自治体への指導・誘導・支援を行っていく必要がある。

このような背景の下、BNPB は我が国に対し「インドネシア国災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト」の実施に係る協力を要請した。本件に関し JICA は、段階的に計画策定を行ったうえでプロジェクトの本格活動を実施することとし、計画策定の第一段階として 2022 年 6 月に基本計画策定調査を実施し、RIPB2020-2044 に基づき、各省庁、地方自治体が計画・実施する災害リスク削減施策の進捗状況と内容のモニタリング・評価手法を作成し、各省庁及び地方自治体の取り組みを BNPB が主体となり推進していくことができるような体制・仕組み作りを支援することと、そのための日本側とインドネシア側の大まかな役割分担等について確認・協議し、討議議事録（R/D : Record of Discussions）及び PDM（Project Design Matrix）、PO（Plan of Operations）を含む基本計画に係る合意文書を締結した。本プロジェクトは、これを踏まえて開始するものであり、この中で行う計画策定の第二段階である詳細計画策定フェーズにおいて基本計画の見直し及び R/D 等の改訂を行い、本格活動実施フェーズに入ることを想定している。

第3条 業務の目的

「インドネシア国災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）に関し、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第4条 業務の概要

(1) プロジェクト名

インドネシア国災害情報の利活用の改善を通じた防災能力向上プロジェクト
The Project for Enhancement for Disaster Risk Reduction to Disaster Information Management and Communication in Indonesia

(2) 上位目標

確立されたメカニズムに基づき災害リスク削減事業の促進や質の向上が図られる。

(3) プロジェクト目標

関係中央機関との協力を通じ、国家としての災害リスク削減事業推進体制が確立される。

(4) 期待される成果

成果1：災害情報を活用しつつ災害リスク管理プログラムを監視・評価するための手法が作成される。

成果2：災害リスク管理プログラムを監視・評価し、同プログラムを向上させるための仕組みと実施体制が構築される。

(5) 活動の概要

- 1-1. 現行のRIPB2020-2044、国家中期計画（以下、「Renas PB」という。）のモニタリング・評価方法と評価基準について調査・分析し、課題を明確化する。
- 1-2. BNPBの災害情報及び災害リスク情報の活用状況（情報の質、収集、蓄積、共有、活用）を調査・分析し、課題を明確化する。
- 1-3. 1-1、1-2の結果を踏まえ、RIPB2020-2044、Renas PBに基づく災害リスク削減施策の進捗状況及び内容のモニタリング・評価手法（方法・基準・ツール）を作成する。
- 1-4. モニタリング・評価手法の規定化を行う。
- 1-5. モニタリング・評価手法の試行を行う。
- 1-6. モニタリング・評価手法の試行を踏まえた改訂を行う。

- 2-1. RIPB2020-2044、Renas PBの実行及び関係省庁・機関との連携体制に関する課題を明確化する。
- 2-2. RIPB2020-2044、Renas PBのモニタリング・評価の仕組み・流れや、評価レポートの内容及びその活用（次年度・次期以降の計画への反映など）を調査・分析し、課題を明確化する。
- 2-3. 2-2の結果を踏まえ、RIPB 2020-2044およびRenas PBのモニタリング・評価及び評価の活用に関し、仕組み・フロー、関係省庁・機関の連携体制を構築する。
- 2-4. RIPB2020-2044及びRenas PBの評価に基づくレポートに含めるべき項目を提案する。
- 2-5. 2-3、2-4で検討した内容を試行する
- 2-6. モニタリング・評価結果の報告について理解を深めるためのワークショップ、セミナーを実施する。
- 2-7. 2-5の試行結果を調査し、さらなる改善に向けた提言を行う。
- 2-8. RIPB2020-2044及びRenas PBのモニタリング・評価・レポート・その活用のモニタリングを行う。

(6) 対象地域

ジャカルタ及びパイロット地域

※地方事業のモニタリング・評価手法を試行するパイロット地域は詳細計画策定フェーズで決定する。

(7) 関係官庁・機関

① 実施機関

国家防災庁 (National Disaster Management Authority/BNPB)

② 協力機関

国家開発計画庁 (National Development Planning Agency/BAPPENAS)

内務省 (Ministry of Home Affairs/KEMENDAGRI)

③ 合同調整委員会 (JCC) メンバー機関

人間開発文化省 (Ministry for Human Development and Cultural Affairs /Kemen PMK)

財務省 (Ministry of Finance/KEMENKEU)

④ 合同調整委員会 (JCC) オブザーバー機関

公共事業・国民住宅省 (Ministry of Public Works and Housing/PUPR)

気象・気候・地象物理庁 (Meteorological, Climatological, and Geophysical Agency/BMKG)

保健省 (Ministry of Health/KEMENKES)

中央統計庁 (Central Bureau of Statistics/BPS)

【補足】

- BNPB と共に国の RIPB2020-2044 の策定主体である国家開発計画庁（以下、「BAPPENAS」という。）と、地方自治体を統括する内務省（以下、「KEMENDAGRI」という。）の2者を協力機関とする。

- 本プロジェクトの合同調整委員会 (JCC) に関しては、以下のとおり R/D にて合意している。

1. 協力機関として位置づけられる BAPPENAS、KEMENDAGRI だけでなく、インドネシア国側からの要請・提案に基づき人間開発文化省（以下、「Kemen PMK」という。）や財務省（以下、「KEMENKEU」という。）をメンバーに加えた。

2. 災害リスク削減対策等の実施機関（公共事業・国民住宅省（以下、「PUPR」という。）、気象・気候・地象物理庁（以下、「BMKG」という。）等）は多岐にわたるが、これらは BNPB や BAPPENAS からはモニタリングする側とされる側・予算申請する側と承認する側という関係にある。一方で、災害情報、ハザード情報の情報収集を行う機関とは連携していく必要があり、この関係で、現時点では PUPR と BMKG をオブザーバーとして位置づける（現時点ではその他の機関の巻き込みができていないが、詳細計画策定フェーズにてその他機関の巻き込みも検討する）。その他災害種のハザード評価を行う機関は今後追加が必要である。

3. KEMENKES は RIPB2020-2044 に健康に関する基準があり、モニタリングの際に協力を依頼する必要があることから、中央統計庁（以下、「BPS」という。）は RIPB2020-2044 に関する多くのデータを保持していることから、JCC のオブザーバーとしての参加を BNPB 側が提案し、発注者もこれに合意した。

(8) プロジェクト期間

2023年3月から2026年9月まで（3年6か月）

第5条 業務の範囲

本業務は、JICA と BNPB との間で 2022 年 11 月 30 日に締結した R/D に基づいて実施される本プロジェクトに基づいて、「第 3 条 業務の目的」を達成するために「第 6 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 7 条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第 8 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

第6条 実施方針及び留意事項

実施方針

(1) 詳細計画策定フェーズの実施（パイロット地域の選定含む）

本プロジェクトは、段階的に計画策定を行ったうえでプロジェクトの本格活動を実施することとし、計画策定の第一段階として基本計画策定調査を 2022 年 6 月に実施済みである。同調査を通じ、JICA は本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について基本計画策定調査結果にとりまとめ、RIPB2020-2044 に基づき、各省庁、地方自治体が計画・実施する災害リスク削減施策の進捗状況と内容のモニタリング・評価手法を作成し、各省庁及び地方自治体の取り組みを BNPB が主体となり推進していくことができるような体制・仕組み作りを支援することと、そのための日本側とインドネシア側の大まかな役割分担等について確認・協議し、討議議事録（R/D：Record of Discussions）及び PDM（Project Design Matrix）、PO（Plan of Operations）を含む基本計画に係る合意文書を締結した。

本プロジェクトは、これを踏まえて開始するものであり、この中で行う計画策定の第二段階である詳細計画策定フェーズにおいて、基本計画の見直し及び R/D 等の改訂を行い、本格活動実施フェーズに入ることを想定している。詳細計画策定は、事業開始後 6 か月程度での取りまとめとし、その期間で、RIPB2020-2044 に基づき、各省庁、地方自治体が計画・実施する災害リスク削減施策の進捗状況と内容にかかるモニタリング・評価手法の方法と内容、ならびに収集すべき災害情報の分析を行い、モニタリング・評価にかかる関係機関の体制について検討を行う。また、本プロジェクト内で地方事業のモニタリング・評価を試行するパイロット地域を選定する。パイロット地域の選定¹にあたっては、地方事業のモニタリング・評価自体を重要視するのではなく、災害リスクの状況も含

¹ パイロット地域の選定（選定方法、時期、クライテリア等）について、プロポーザルで提案ください。

めモニタリング・評価手法の検討・策定・試行にあたり最も適した地域を選ぶこととし、インドネシア側ならびに発注者と入念に打合せを行い決定する。

(2) 国家防災機関としての組織能力強化

本プロジェクトでは、BNPB が国家防災機関として実施すべき業務を着実かつ精度高く実施できる体制の構築及び能力の強化を、日本の防災知見や経験を活用しながら側面支援する。

インドネシア政府は、2004年12月のスマトラ沖地震・津波を契機に2007年に防災法を制定し、2008年にはBNPBを設立し、防災体制の強化に取り組んでいる。BNPBは、インドネシアとして防災体制の強化に取り組むために設立され、積極的に法体制、組織体制を整え、着実に成果を上げつつあり、その結果として、2020年から2044年までの25年間計画として、RIPB2020-2044（長期防災マスタープラン）をBAPPENASと共同で策定した。RIPB2020-2044では、BNPBの所掌が実施の監視・管理・評価であると明確に記載されている。よって本プロジェクトでは、RIPB2020-2044に基づき、災害情報を収集・分析し、各省庁と地方防災局が計画・実施する防災の取り組みの進捗状況と内容のモニタリング・評価手法を作成し、各省庁と地方防災局の取り組みをBNPBが主体となり推進していくことができるような体制や仕組み作りを行う。その際、BNPBがプロジェクト成果や活動と紐づけながらRIPB2020-2044における実施の監視・管理・評価を継続的に進めるよう留意する。

能力強化・向上の観点では、モニタリング・評価の制度・事務的な体制構築だけでなく、過去の災害トレンドや国の開発状況・トレンドなどの情報から、防災分野の新たな 이슈を見極め、それへの対応を検討・提言するといった、調査・分析能力の強化も必要である。そのような調査・分析及び方針検討能力の獲得には時間を要し、絶えず向上が必要なものであることから、本プロジェクトにおいては、そのような機能の重要性の認識と試行、日本を含む他国の事例からの学びなどを行う。また、本邦における災害統計について知見を有する大学・研究機関等との連携を図ることも検討する。

(3) モニタリング内容

BNPB側はできる限り多くの情報を集めたい一方で、各機関側の作業が増加するため、現実的に対応可能な内容とする必要がある。事業規模に応じた対応の違い、国として押さえるポイントを明確にするなど、方針を定めて設計を行う。

なお、本プロジェクトで行うモニタリング方法やその形式・書式について、BNPBは国連防災機関（以下、「UNDRR」という。）が使っているフォームを想定しており、提案にあたっては、これを考慮する。

また、国家の事前防災投資事業にかけられる予算については、防災予算という分類があるわけではなく、その計上額および予算執行状況共にモニタリングは困難なことが多く、インドネシアにおいても容易な状況ではない。このようなモ

モニタリングを通じて、国家の事前防災投資予算の推移についても把握できるよう工夫する。

(4) 災害リスクの変化のモニタリング

RIPB2020-2044 を通じて達成することは、災害被害を減じること、災害リスクの削減である。BNPB が全国規模で行っているリスク評価は、現時点では、災害対策事業の有無・実施前後によって変化するほどの精緻さではないことから、この推移をみるだけでは、リスク削減が進んでいるかどうかを評価すること（事業効果・投資効果を確認すること）は困難である。このため、事業毎で事業実施にあたってのリスク評価と削減効果を明確化させるなどして、それをモニタリングするなど、全国一律で行っている以外のモニタリングも設計する。

(5) 災害モニタリング施設の活用

BNPB 内には、2022 年 6 月時点において、複数のコンピュータとモニター機器による、災害モニタリングのための施設が整備されている。本プロジェクトで収集・作成する情報の提示など、本プロジェクトでの活用を検討する。

(6) 「災害情報」の定義

本プロジェクトでは、プロジェクトタイトルにある「災害情報」を以下の 2 つに区分し、発災後だけでなく平常時の情報も含める。

- ① 災害による被害情報などの情報
- ② 平常時、年間計画又は数か年の計画で、情報収集・分析を行っている災害リスク情報

(7) インドネシア側のプロジェクト実施体制

R/D において本プロジェクトの実施主体が BNPB であることと、BNPB の実施体制（案）を以下のとおり合意している。プロジェクトの実施においては、実施体制に含まれる関係者内の情報共有を積極的に図るとともに、実施体制に変更の必要が生じた場合はカウンターパートと協議の上、JICA へ報告する。

プロジェクトダイレクター：Deputy Minister of System and Strategy

プロジェクトマネージャー：Director for Strategy Development

（補助：Director for Risk Mapping Evaluation）

RIPB2020-2044 を担当している部局は、Disaster Management Strategy Development であり、①System for development and management、②Disaster Management Strategy Development、③Risk Mapping Evaluation の 3 部署から構成されている。

なお、Risk Mapping Evaluationは、リスクマッピングとハザードマップに関する部署で、BMKGのような技術官庁と連携し、InaRISKにおける災害情報コミュニケーションを担当している。災害情報を収集しているのは、④Center for disaster data, information and communicationとなる。本プロジェクトに従事するBNPBスタッフは①～④の職員である。

(8) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。受注者は事業成果の発現に向け、インドネシア側並びに発注者と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本であり、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織内で共有することが求められる。

またインドネシアでは通年で洪水が発生する他、全国で地震・津波・火山噴火等各種災害発生の可能性が高いため、BNPBが応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、インドネシアにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

2) Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、本業務実施契約及びカウンターパートによる定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定のMonitoring Sheet様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにてVer. 1（フォーマット）を発注者と確認し、その後の第一回合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）においてカウンターパートと協議を行い、合意する。

案件開始後は合意したMonitoring Sheet様式を用いて、6か月ごとの定期的なモニタリング（PDM達成状況、PO進捗、実施上の課題の確認、等）をカウンターパートと合同で行い、JICAインドネシア事務所に提出する。Monitoring Sheetに定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含む。

3) 合同調整委員会（JCC）への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、カウンターパートの配置等、基本計画の詳細について協議するJCCを少なくとも年1回実施することがR/Dに記載されている。受注者はJCCの開催に際し、基礎資料とし

て既に実施した業務に関連して作成した資料を整理し、カウンターパートや発注者へ提供するとともに、カウンターパートによる準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行う。

なお、JCC は日本・インドネシア双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記 Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用する。

4) 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、受注者がインドネシア側関係者と一緒に議論する。プロジェクト進捗に支障をきたす事案が発生した場合は、速やかに発注者へ報告・相談を行う。

発注者は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時、開始後 18 ヶ月頃及び終了時
- (イ) 詳細計画策定フェーズ終了時
- (ウ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (エ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、受注者は、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において協議の調整や同席等、調査団へのサポートを行う。

5) 本業務実施契約以外の本プロジェクト専門家及び対インドネシア JICA 防災分野関係者との連携

本プロジェクトは、主として本業務実施契約による受注者の指導により実施するが、発注者が必要と判断した場合は、直営で専門家を派遣する可能性もある。その場合は、当該専門家と適宜情報を共有し、活動する。

また、発注者及びその他日本の関係機関がインドネシアに対して防災関連の協力を実施していることから、日本からの防災協力として一貫性を持って実施する必要がある点に留意する。このため関係者と日常的な情報交換を行うことに加えて、必要に応じて発注者に相談・報告する。

(9) 国際・地域会合等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバル・ターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、受注者は発注者と相談する。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際

会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていく。

(10) プロジェクト活動による受益者数の記録

発注者は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、発注者に報告する。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てる。

(11) 広報

本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、インドネシア国と日本国内の各層に広く発信する。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上記の国際会議等のイベント日程を考慮する。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

1. 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、プロジェクトの内容や成果をインドネシア国内に広く認識してもらうため、JICA インドネシア事務所と協力し、現地マスメディアに対するプレスリリースの配信や記者向け説明等を行う。また、その際は、カウンターパート機関の広報部門と協力し、カウンターパート機関から現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかけを行う。

2. インドネシア政府機関や他援助機関・NGO 等への発信

本プロジェクトでは、実施体制に含まれる機関以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、BNPB の能力向上にも貢献することから、重要なインドネシア政府機関、他援助機関・NGO 等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本プロジェクトが取り組む事業は、先方政府の承認を得たのち、他の市・町や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行う。

3. JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上発注者へ進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を発注者に対して適時提供する。

4. 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、実施前と実施後が比較できるものや日本側とインドネシア側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(12) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

インドネシアでは、UNDP や USAID、WB 等の国際ドナーの他、オーストラリアやニュージーランド、オランダ、フランス等の各国政府も防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先事例を活用できるよう、他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施する。必要に応じ事前に発注者への相談及び同席を求める。

また、発注者は UNDRR と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記(9)のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）、アジア太平洋地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮する。併せて、BNPB がインドネシア国内において UNDRR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき発注者が本プロジェクトの成果を発信できるよう、発注者になるべく前もって情報提供する。

現在、UNDRR 主導の Making Cities Resilient 2030（以下、「MCR2030」という。）が展開されており、発注者はコアパートナーとしてこのイニシアティブに貢献することとしている。具体的には、未参加の都市に対する同イニシアティブへの参画の働きかけや、参加している都市に同イニシアティブの活動等に参加してもらうなどである。インドネシア国はこのイニシアティブに対して積極的に参画しており、本プロジェクトにおいても、このイニシアティブへの協力や、地方での取り組みが進むようこのイニシアティブを活用するなどの工夫を行う。また、本プロジェクトでパイロット地域としてモニタリング・評価の対象となる都市が Resilient Hub に登録されるような場合は、積極的にこの活動を支援し、本プロジェクトの成果が MCR2030 を通じて広まるようにする。

留意事項

(1) RIPB2020-2044 の内容

RIPB2020-2044 は、計画というより政策的意味合いを含んだものである。インドネシアの行政、組織の所掌・責任・能力、地域特性、災害種・分野等の複雑な事情を加味の上、将来の環境の変化にも通用できる普遍性を持たせる必要があるため具体的記述は見られず、一般的な記述に留まっている。RIPB2020-2044 の実務の主管は BNPB である。インドネシアの行政組織の所掌・責務は法及び各組織に係る政令により規定され、それ以外の職務を実施することは無く、組織の独立性や縦割り感も強い。そのため、本プロジェクトでは、この RIPB2020-2044 に基づき、各省庁と地方防災局（以下、「BPBD」という。）が計画・実施する防災の取り組みの進捗状況と内容のモニタリング・評価手法を作成し、各省庁と BPBD の取り組みを BNPB が主体となり推進していくことができるような体制や仕組み作りを行うことが期待される。

(2) BNPB と BPBD の関係

BNPB は大統領下の組織であり省からは独立した庁で、BPBD は地方自治体の一部局であることから KEMENDAGRI の所管である。そのため BNPB には直接の指導権限や予算配賦の権限がない。一方で、BNPB がインドネシアの防災分野を管轄していることから、BPBD に対するジャカルタでのセミナー等も実施しているが、BNPB 職員が現地に赴き現地の状況に合わせた協力は行っていない。本プロジェクトでは BNPB 職員が実際に現地に赴き、現地の BPBD への協力ができるよう留意する。また両機関の関係性に注意しつつ、場合によっては KEMENDAGRI にも確認し実施する。

(3) BNPB が行っている能力強化支援

2019 年に実施した「インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書」によると、これまでの発注者の支援により、BNPB の防災対応能力は強化されてきているものの、関連省庁の連携強化や地方自治体に対する指導、支援体制の充実、災害観測及びモニタリング体制の強化などが今後の課題として認識されている。「国家防災政策と戦略 2015-2019」を受けて地方防災計画の策定が進められているが、政府令 No. 21 (2008)によると、地方防災計画は 5 年毎に策定する調整を行う必要があることから、BNPB のモニタリングの能力向上は必要であると考えられた。基本計画策定調査で確認したところ、BNPB による BPBD に対する地方防災計画策定支援に関しては、策定のためのモジュールが作成され、発行された。現在はそれに基づいた実践が必要な段階であり、JICA による追加的な技術支援は必要ないことが確認された。なお、このモジュールを使った地方防災計画への意識向上構築支援についての要望が示されたが、これには対応しないこととするが、RIPB2020-2044 に基づくモニタリングは行うこととする。

(4) インドネシアの災害観測機関

インドネシアでは災害種ごとに観測機関が異なっており、地震・津波は BMKG、洪水は PUPR、火山噴火は PVGHM である。本プロジェクトでは災害情報の取扱い強化を行うことから多くの関係機関が関わるのが想定される。BNPB が主体となり、関係機関と円滑なコミュニケーションが取れるよう留意する。

(5) インドネシア人リソースの活用

本プロジェクトはシャトル型で日本人専門家が派遣されるものであることから、BNPB からは、常時、意見交換・協議等ができるインドネシア人リソースの活用が要望されている。

(6) 発注者との協議・打ち合わせ及び報告書案の提出等

本業務は「第 6 条 実施方針及び留意事項」及び「第 7 条 業務の内容」に記載のとおり、受注者はプロジェクトの各段階で、逐次発注者への報告・説明・協議をすること。このため、受注者は以下の点に留意すること。

- ① 発注者への報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- ② 現地で発注者と打ち合わせする場合には、Microsoft Teams を使用した Web 会議システムを活用できる。
- ③ 発注者との協議・打ち合わせを効率的に進めるために、打ち合わせ資料をメール等で事前送付し、発注者が予め資料の内容を確認できる時間を確保する。
- ④ 発注者との協議・打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、発注者の内容の確認を受ける。
- ⑤ 業務の各段階において作成・提出する報告書等について、発注者の十分なレポート案のレビュー時間を確保する。

第 7 条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、発注者と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

(1) 全体に係る活動

① ワークプランの作成・協議

詳細計画策定（暫定R/Dの改定（確定））を含む暫定版のワークプラン（案）を作成し、発注者の確認の後、第1回現地派遣時にインドネシア側に説明を行う。イ

インドネシアで以前実施されたプロジェクトの経緯・成果及び本プロジェクトの基本計画策定結果報告、並びに、業務計画書等を踏まえて、6カ月程度を目途に詳細計画策定を実施する。詳細計画策定調査では、基本計画策定調査で暫定的に定めている活動、プロジェクト目標や成果の指標等についてC/Pと協議し最終化する。その後、ワークプラン（案）（改定版）として取りまとめ、発注者の確認後、インドネシア側に説明し、協議結果を踏まえ修正し、第1回JCCにて内容を確定する。

② ベースライン調査の実施

プロジェクト開始時点のベースラインを確認するため、ベースライン調査を実施する。調査内容²は、現在のモニタリング・評価の状況、災害情報、災害情報の活用状況、現在把握できている事前防災投資予算額など、プロジェクト目標、成果、各活動の進捗度・達成度を確認するための内容とし、現地再委託を認める。

③ パイロット地域の選定

本プロジェクト内で地方事業のモニタリング・評価を試行する地域として、パイロット地域を選定する。パイロット地域は、災害リスクの状況も含めモニタリング・評価手法の検討・策定・試行にあたり最も適した地域を選定することとし、インドネシア側ならびに発注者と入念に打合せを行い決定する。

④ Monitoring Sheet の作成・提出

R/D にて確定した PDM、PO 及び発注者と確認した方針をもとに、プロジェクト開始時に、「専門家・コンサルタント向け説明資料：技術協力プロジェクトにおける変更（2014年7月30日付、JICA 企画部、経済基盤開発部）」に基づき、Monitoring Sheet I&II “Ver. 1” を作成し、モニタリングの初期条件を確定する。

同様に、プロジェクト開始から6か月ごとに Monitoring Sheet をカウンターパートと共に作成する。Monitoring Sheet の作成を通じて、プロジェクトにおけるモニタリングの位置付け、PDM とモニタリングの関連性、モニタリングと事後評価の関係性等について、インドネシア側関係者の理解及び協力を求める。

⑤ JCC 開催支援と進捗説明

議長である BNPB 予防準備担当次官が JCC を開催し、メンバーを招集する予定であることから、受注者は、必要に応じて、R/D に定められた JCC 参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行うこと。また Monitoring Sheet を活用し、カウンターパートと手分けして、プロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得る。

なお、第1回 JCC では、ワークプラン及び Monitoring Sheet I&II “Ver. 1”、パイロット地域について合意を得る。

⑥ 本邦研修の実施

実施機関にて中心的な役割を担う人物を対象に、プロジェクト目標の達成に向

² ベースライン調査計画（調査項目、スケジュール、調査手法等）について、プロポーザルで提案ください。

けた活動を効果的に行うことを目的として、2週間程度の本邦研修（4人程度を想定）を2024年度に1回、2025年度に1回の計2回実施する予定である。本邦研修内容は、災害情報統計、防災白書が候補である³。受注者は、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に記載される「研修実施」を担当することから、趣旨を十分理解し、その内容及び実施方法について発注者と協議する。候補者の人選及び研修内容については、JICA インドネシア事務所及びインドネシア政府関係者と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取付等、必要に応じて研修実施の範囲を超えないで研修員受入に関する支援・調整を行う。

⑦ 機材の調達

本プロジェクトでは、基本計画策定調査において、機材の調達は想定しないことを合意している。しかし業務の都合上、機材の調達が必要となった場合は、受注者は発注者に相談する。必要性が認められ、本契約内で調達を行う際には、受注者は業務の実施に必要な機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）」に沿って調達する。これら機材の用途、運用維持管理費用を踏まえた仕様、輸送・据付条件の確定等は、BNPBによる防災事業の計画・実施、必要予算の確保等を他機関と調整を通じた能力向上の一環としてプロジェクト活動として位置付けて実施する。また、調達機材を活用して本プロジェクトの活動を実施する必要があるため、調達機材を十分に活用できる期間を確保する。

⑧ エンドライン調査の実施

プロジェクト開始時点のベースラインからの変化を確認するため、エンドライン調査を実施する。調査内容⁴は、ベースライン調査の内容を基本とし必要に応じて追加の情報を収集することとし、現地再委託を認める。

(2) 成果1に係る活動

① 現行のRIPB2020-2044、Renas PB（国家中期計画）のモニタリング・評価方法と評価基準について調査・分析し、課題を明確化する。（活動1-1）

RIPB2020-2044において、BNPBの所掌は、実施の監視・管理・評価であると明確に記載されていることから、BNPBが各省庁と地方防災局が計画・実施する防災の取り組みの進捗状況と内容のモニタリング・評価をどのように行っているか、どのような基準で評価しているのか調査・分析し、課題を明確化する。

② BNPBの災害情報及び災害リスク情報の活用状況（情報の質、収集、蓄積、共有、活用）を調査・分析し、課題を明確化する。（活動1-2）

³ 本邦研修計画（テーマ、回数、期間、対象者、人数、スケジュール等）について、プロポーザルにて提案してください。

⁴ エンドライン調査計画（調査項目、スケジュール、調査手法等）について、プロポーザルで提案ください。

BNPB はインドネシアの防災担当機関として、各地で発生した災害情報を蓄積・分析し、災害リスク情報を蓄積している。またその年に発生した災害を年報として纏めたり、災害リスク情報をインターネットを介して国民に発信するなど平常時の活動としている。このような平常時の BNPB の災害情報及び災害リスク情報に係る活動について、BNPB 内部の部局間と外部機関の情報のやり取り、その具体的な方法、収集した情報の蓄積方法、中央政府・地方政府・国民への共有、そしてそれら情報の活用方法について調査・分析する。

- ③ 活動 1-1、1-2 の結果を踏まえ、RIPB2020-2044、Renas PB に基づく災害リスク削減施策の進捗状況及び内容のモニタリング・評価手法（方法・基準・ツール）を作成する。（活動 1-3）

上記活動 1-1 と活動 1-2 により、中央政府から地方自治体や国民に向けて伝達される観測情報や、平常時における地方自治体や国民から中央政府に向けて上げられるまだ起こっていないハザードや暴露の情報など、変わらない情報、安定した情報を活用した災害リスク情報の流れが整理され、課題が明らかになる。RIPB2020-2044、Renas PB をもとに、これら課題を総括し、どのように BNPB が、各省庁と BPBD が災害リスク削減施策を行えば良いか監視・評価手法を作成する。

- ④ モニタリング・評価手法の規定化を行う。（活動 1-4）

活動 1-3 で明らかにした RIPB2020-2044、Renas PB に基づく災害リスク削減施策の進捗状況及び内容のモニタリング・評価手法について、どのような基準や方法で BNPB が監視・評価すべきかを規定する。

- ⑤ モニタリング・評価手法の試行を行う。（活動 1-5）

活動 1-4 で規定した RIPB2020-2044、Renas PB のモニタリング・評価手法の試行を行う。

- ⑥ モニタリング・評価手法の試行を踏まえた改訂を行う。（活動 1-6）

(3) 成果 2 に係る活動

- ① RIPB2020-2044、Renas PB の実行及び関係省庁・機関との連携体制に関する課題を明確化する。（活動 2-1）

「インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書」によると、「BNPB と PUPR などの防災にかかる組織との連携・コミュニケーションは十分ではなく、各組織はそれぞれ法的に定められたことのみを実施し、両者のやっていることにお互い干渉せず、口出しをせず、調整もない。防災の主管庁である BNPB が実施する取組みは BNPB の規則に既定された内容が中心で、PUPR が実施する防災インフラ（堤防など）については BNPB 側に認識されておらず、BNPB が実施するリスク評価などにおいても適切に反映されていない。BNPB と BMKG や PUPR 等との連携は中央政府においても不十分であり、

BMKG や PUPR が持つ知見、技術を共有できていないことが再確認された。Disaster Management を充実させるべく、BNPB 他との関係機関の連携強化を図っていくこととは別に（並行して）、改めて所管省庁としての能力・技術向上が引き続き必要であることが確認された。一方で、構造物対策・非構造物対策を含め、各省庁が実施している防災プロジェクト・活動に関しては、災害被害軽減には有効である・必要であるということについては、BMKG 及び PUPR についても意識が高いものであった。」と記載されている。

本プロジェクトでは、災害リスクを削減させるために、国家として行っていかなければいけない事業に各関係省庁・機関がどう取り組んでいくかという点に焦点を当て、BNPB が各関係省庁・機関とどのように協力しているのが現状と課題を確認する。

- ② RIPB2020-2044、Renas PB のモニタリング・評価の仕組み・流れや、評価レポートの内容及びその活用（次年度・次期以降の計画への反映など）を調査・分析し、課題を明確化する。（活動 2-2）

活動 2-1 同様に、災害リスクを削減させるために災害リスク削減事業をどういう体制で進めていくか、スケジューリングを含めてどのように次の災害に活かしていくか、現状調査・分析を行い、課題を把握する。

- ③ 活動 2-2 の結果を踏まえ、RIPB 2020-2044 および Renas PB のモニタリング・評価及び評価の活用に関し、仕組み・フロー、関係省庁・機関の連携体制を構築する。（活動 2-3）
- ④ RIPB2020-2044 及び Renas PB の評価に基づくレポートに含めるべき項目を提案する。（活動 2-4）

BNPB は調整機関としての役割があり、その中に、防災白書等による各省庁の防災の取り組みの記録、報告・共有、評価がある。レポートに含める項目の他、災害の分析に基づく今後の方針内容の提案やBNPBの検討能力向上、また、方針に沿わせるための予算化の仕組みづくりや法制度化といったフレームワーク作り（レポートと予算のタイムフレームを含む）を検討する。

予算化に関しては、国家防災担当機関として、BNPB 内の組織内の予算のみならず、関係省庁・機関、地方自治体等での防災予算の確保の為の制度・仕組みづくりが必要となる。

RIPB2020-2044 の位置づけにおける実施ロードマップは、国の中期開発計画や各省庁、軍、警察の戦略計画、地域の中期開発計画への導入・統合を効率化するために、5年のスパンでいくつかの達成段階に分かれ、2020年～2024年の第1期から2040-2044の第5期まで、それぞれ5年の期間を持つ5つのステージで構成されている。2020-2024年の第1期は、2020-2024年の国の中期開発計画が考慮されているが、第2期ではRIPB2020-2044を材料にして国の

中期開発計画書を作成することとなっている。第1期中期計画は全政府の選挙が実施される2024年をターゲットとしていることから、第2期中期計画（2025-2029）へ向けての予算化が進み、多くのプログラムが構築される予定である。しかし、第2期中期計画に対して、本プロジェクトによるモニタリング・評価の手順・手法を開発して体制を構築し（2023年）、その手順・手法を用いた評価（2024年）の結果を反映させることはタイミング的に間に合わない。そこで、第2期中期計画に対して何らかの影響を与えるために、モニタリング・評価体制の構築と並行して、2023年にBNPB自身が行うレビューに対しても何らかのインプット（BNPBによるレビュー情報を用いたAnnual Report作成支援等）を行う。

- ⑤ 活動2-3、2-4で検討した内容を試行する。（活動2-5）
- ⑥ モニタリング・評価結果の報告について理解を深めるためのワークショップ、セミナーを実施する。（活動2-6）
- ⑦ 活動2-5の試行結果を調査し、さらなる改善に向けた提言を行う。（活動2-7）
- ⑧ RIPB2020-2044及びRenas PBのモニタリング・評価・レポートニング・その活用のモニタリングを行う。（活動2-8）

第8条 報告書等

次の報告書等を発注者の指示に従い提出する。記載事項及び部数は以下の通りとする。なお調査期間中、成果品に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、発注者へのタイムリーな報告を行うこと。

(1) 進捗報告にかかる成果品

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。なお、本契約における最終成果品はプロジェクト業務完了報告書とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

成果品	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文3部
ワークプラン(案)	契約締結後1ヶ月以内	英文4部
ワークプラン	契約締結後7ヶ月以内	英文4部

Monitoring Sheet	プロジェクト開始後1か月以内及びプロジェクト開始後6カ月ごと	各Monitoring Sheetにつき英文4部
プロジェクト業務進捗報告書	プロジェクト開始1年後及び2年後	英文4部
プロジェクト業務完了報告書	プロジェクト終了時	英文4部 インドネシア語4部 和文要約4部 CD-R 3枚

プロジェクト業務完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、発注者と受注者で協議、確認する。

- ① ワークプラン記載項目（案）
 - ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - イ) プロジェクト実施の基本方針
 - ウ) プロジェクト実施の具体的方法
 - エ) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
 - オ) PDM
 - カ) 業務フローチャート
 - キ) 詳細活動計画
 - ク) 要員計画
 - ケ) 先方実施機関便宜供与事項
 - コ) その他必要事項

- ② プロジェクト業務進捗報告書／プロジェクト業務完了報告書
 - ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - イ) 活動内容（PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述）
 - ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - エ) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）
 - オ) プロジェクト目標の達成度（業務完了報告書のみ）
 - カ) 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書のみ）

- ③ 添付資料（案）
 - ア) PDM（最新版、変遷経緯）
 - イ) 業務フローチャート
 - ウ) 専門家派遣実績（要員計画）（最終版）
 - エ) 研修員受入れ実績

- オ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- カ) JCC 議事録等
- キ) その他活動実績

(2) 技術協力成果品／技術協力成果資料

受注者が直接又は受注者がカウンターパートを支援して作成する以下の資料を提出する。前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。項目ごとに記した言語のものを作成し、必要な翻訳経費（日—インドネシア語）を見積書の中にも含めること。また業務上必要な通訳（日—インドネシア語）も含めること。

なお、提出に当たっては、それぞれの成果品／資料の完成直後のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

成果品	分類	言語
Annual Report・防災白書	技術協力成果資料	インドネシア語、日本語
モニタリング・評価方法・基準	技術協力成果品	インドネシア語、日本語
モニタリング・評価ツール	技術協力成果品	インドネシア語、日本語
モニタリング・評価結果	技術協力成果資料	インドネシア語、日本語

(3) その他提出物

(ア) 防災情報

発注者が定める様式によりインドネシアの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。

(イ) プロジェクト説明資料

パワーポイントでプロジェクト内容を外部に説明するための資料)を、プロジェクト開始時及び終了時に英文・和文で、2パターン(①1～2枚、②4～6枚程度)作成する。

(ウ) 防災への取組の歴史に関する資料

インドネシアにおける大規模な災害と、それに応じてインドネシア国が行ってきた災害対策等の歴史、それに対して我が国が行ってきた支援の歴史を示す資料を、プロジェクト開始後1年をめぐりに作成する。

(エ) 議事録等

先方政府との各レポート説明及び協議に係る議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。発注者が別途開催する各種会議について、議題、出

席者、議事概要等を、発注者が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取り
まとめ、会議開催後 3 営業日以内に発注者に提出する。

(オ) 先方政府への提出物

インドネシア政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発
注者に提出する。

(カ) その他

上記提出物のほか、発注者が必要と認め、書面により報告を求める場合
には、速やかに提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、受注者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	パイロットエリアの選定方法	第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 実施方針 (1) 詳細計画策定フェーズの実施 (パイロット地域の選定含む)
2	ベースライン調査計画	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (1) 全体に係る活動 ②ベースライン調査の実施
3	本邦研修計画	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (1) 全体に係る活動 ⑤本邦研修の実施
4	エンドライン調査計画	第2章 特記仕様書 第7条 業務の内容 (1) 全体に係る活動 ⑦エンドライン調査の実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：総合防災／防災事業実施促進に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／総合防災／防災事業実施促進
- 防災マスタープランモニタリング・評価手法
- 災害情報分析・災害統計

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25.50 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／総合防災／防災事業実施促進）】

- ① 類似業務経験の分野：総合防災／防災事業実施促進に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国又は全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：防災マスタープランモニタリング・評価手法】

- ① 類似業務経験の分野：法令のモニタリング・評価に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国又は全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：災害情報分析・災害統計】

- ① 類似業務経験の分野：災害情報分析・災害統計に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国又は全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年3月上旬より業務を開始し、業務開始半年程度が詳細計画策定フェーズとなり、業務開始3年半で業務を終了する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 49.50 人月（現地：43.50人月、国内6.00人月）

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.5（受入れ準備業務0.5人月、受入期間業務1人月）を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／総合防災／防災事業実施促進（2号）
- ② 防災マスタープランモニタリング・評価手法（2号）
- ③ 災害情報分析・災害統計（3号）
- ④ 災害リスク評価分析・災害リスク削減事業分析
- ⑤ 組織・制度
- ⑥ 組織間連携

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3) 渡航回数 の目途 全63回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- プロジェクト要請書
- 案件概要表（基本計画策定調査終了時）
- 基本計画策定結果（署名済み基本計画策定調査 M/M および R/D 含む）

2) 公開資料

- インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_108_1000041316.htm
- インドネシアにおける JICA 事業の足跡に関する情報収集・確認調査
<https://www.jica.go.jp/indonesia/office/others/footprint.html>
- 2011 年 「国家防災庁及び地方防災局の災害対応能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256881.html>
- 2015 年 「国家防災庁及び地方防災局の災害対応能力強化プロジェクト」業務完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023975.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	必要時における医療サービスの紹介	有
5	制限地域への立ち入り許可証の発行及び団員の移動に係る必要な支援	有
6	必要な資料、情報等の提供	有

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAインドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAインドネシア事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて

活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添「プレゼンテーション実施要領」で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費（国内再委託が発生する場合はそれを含む）

（受入期間中の業務人月1.0人月分の報酬を含めてください）

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

（4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、

提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ジャカルタ（日本航空）

（６）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（８）その他留意事項

特になし

別紙２：プロポーザル評価配点表

別紙３：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／総合防災／防災事業実施促進</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：防災マスタープランモニタリング・評価手法	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：災害情報分析・災害統計	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	

ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上